

## 内務省勸農局の政策展開

— 内藤新宿試験場と三田育種場 一八七七—一八八一年 —

國 雄行

### はじめに

明治初期、政府は欧米技術の導入と在来産業の育成に重点を置いた殖産興業政策を推進した。従来の研究において、この政策は、工部省、大蔵省、そして内務省により展開されていくが、西南戦争の戦費調達等における不換紙幣乱発を契機とする激しいインフレが進行し、官業資本が政府財政を圧迫したことから、財政整理と進農勸業関連の機構改革として農商務省が設置されたと捉えられている<sup>1)</sup>。つまり内務省から農商務省設置に至る政策転換は、経済危機や官営工場の経営不振等、マイナス要因によつて実行されたと理解されているのである。農業部門においても、当初、欧米農業の直輸入政策が盛んに推進されたものの、やがて行き詰まり、老農を起用して在来農法を見直す政策へ転換された<sup>2)</sup>と理解されている。

そこで本稿ではこうした見解を見直すため、勸業政策の転換点とみなされる農商務省設立前にスポットをあて、明治一〇年（一八七七）から一四年までの内務省勸農局の重要政策として展開された種苗育成策（特に農作物の試験栽培）について検討する。

明治国家における財政の給源は農業であり、これを安定、発展させることは国家運営の最重要課題であった。この

ため封建制を脱した政府は、明治四年に、いわゆる「田畑勝手作」を解禁し、近世における五穀栽培を重視した風潮を否定して適地適作を奨励した。この適地適作の原則を推進するため、勸農局は日本各地の氣候風土に適合する農作物を模索するとともに、稲作不適合地や未耕作地（荒地、傾斜地、農耕困難地等）に適する作物を移植し、地域産業を振興して国力を増進しようとした。これら農作物試験の中心機関が内藤新宿試験場（以下、「新宿試験場」と表記する）と三田育種場であった。本稿では両場における農作物試験の実態を明らかにするとともに、明治一二年に新宿試験場が廃止された理由を考察し、殖産興業政策史の中に位置づけたいと思う。

さて、現在では草木全般を「植物」、田畑等で栽培された農作物を「作物」と記すが、本稿では史料の表記にしたがい次章から農作物を「植物」と表記する。

## 一 内藤新宿試験場の事業と三田育種場の誕生

### 1 内務省勸農局と内藤新宿試験場

明治二〇年（一八七七）一月、内務省勸業寮が廃止され、勸農局が設置された。同局の業務内容は「各課場所事務仮章程」（明治一〇年二月）に掲げられ、植物栽培に関しては次の三項が示された。<sup>①</sup>植物栽培方法、地質風土への適否、種類の良悪等を参酌し、その利害を明らかにして一般に開示する。<sup>②</sup>穀茶、果樹、各用植物を改良・蕃殖する。<sup>③</sup>各地に種苗を頒布し選種方法を教示する。これらの業務を担当したのが新宿試験場と三田育種場であった。新宿試験場は大蔵省勸農寮により明治五年一〇月に開設され、明治六年末に内務省が誕生すると同省に移管され、植物試験や種苗の府県頒布を行った。<sup>④</sup>

津下剛氏は新宿試験場が最も意を注いだのは、果樹・穀菜で、在来種の試験・改良より、西洋種をそのままの栽培法に、かなり無差別に促進したと記し、石塚裕道氏も津下氏の説を継承し、洋種の無系統な直輸入はほとんどみるべ

表 1 内務省年報の年度・期間 (明治)

年報	年度	期間
I	8	8年7月 - 9年6月
II	9	9年7月 - 10年6月
III	10	10年7月 - 11年6月
IV	11	11年7月 - 12年6月
V	12	12年7月 - 13年6月
VI	13	13年7月 - 14年6月

表 2 明治 9 年度の内藤新宿試験場

試験地	*面積	国内種	外国種	不明	合計
果樹	149	76	398	0	474
牧草	42	0	52	0	52
穀菜	31	247	313	0	560
稲田	23	125	0	0	125
各用	21	121	66	0	187
用材	2	8	**91	0	99
葉草	1	67	19	0	86
見本	31	770	460	***6	1,236
合計	300	1,414	1,399	6	2,819

典拠:「内務省年報・報告書」3、三一書房、4.17 頁より作成。

\* 面積単位は反。単位未満は切り捨て。

\*\* 用材の外国種には苗木を含む。

\*\*\* 見本園内の茶園の種数は不明。

き成果を収めず、新宿試験場は廃止されたと述べた。<sup>(5)</sup>このように新宿試験場の評価は厳しく、その原因は外来植物の無差別または無系統な導入に求められている。

明治八年七月〜一四年四月までの内務省勸農局(勸業寮)の年報をみると、第一回年報の筆頭項目は「沿革ノ概略」であるが、具体的な業務報告は次項「植物ノ件」から始まる(以下、第一〜六回年報をそれぞれ「年報I〜VI」と表記する。その年度と期間は表1に記した<sup>(6)</sup>)。次年度以降の報告の筆頭項目を掲げると、年報IIが「植物試験場ノ景況」、年報IIIが「新宿試験場植物ノ景況」であり、植物試験が勸農局における

看板事業であったことがわかる。しかし、明治一二年五月に新宿試験場が廃止されると、年報IVの筆頭項目は「沿革」で、次は「養蚕試育」となり、七番目の報告でようやく「植物苗種頒布」が記載されたことから、植物試験の重要性が後退したようにも見受けられる。年報V以降は、前年度までの業務別報告から、本務課、報告課、陸産課といった課毎の報告に変わる。

年報II、IIIによると明治九年度の新宿試験場の試験地面積は約三〇町あり(一〇年度は増減なし)、植物の種類は二八一九種、一〇年度はさらに三二五〇種に増加した。九年度の試験地内の栽培植物別の面積と内外種数を表2に記した。約三〇町(三〇〇反)の試験地は果樹、牧草、穀菜、稲田、各用(茶、染料、繊維、油、蠟、養蚕、紙、煙草等)、

用材、葉草、見本園に分けられていた。果樹園（一四九反）が試験地の半分を占めており、新宿試験場が果樹試験に力を入れていたことは一目瞭然である。その中でもブドウが多く（内国種一種、外国種二〇九種）、次にリンゴ（同一、同七四）、梨（同一〇、同四二）、サクランボ（同〇、同三〇）と続く。次に広い牧草園では禾本科、草木科の何れも外国種が栽培された。穀菜園では穀類（国内種一二三種、外国種一〇九）、蔬菜は葉用（同二六、同六〇）、根用（同三七、同三五）、果用（同四六、同九六）、香辛（同一五、同一三）が栽培された。見本園では、見本用の茶、用材、穀菜、各用、牧草等各種の植物のほかに、害虫駆除の草木も栽培された。

以上のように新宿試験場ではブドウを中心に果樹栽培に重点が置かれた。その果樹園の八四％は外国種であるが、試験地全体では僅かながらも国内種が多く、勸業寮—勸農局が国内産植物の試験も重視していたことがわかる。

## 2 三田育種場の計画

津下剛氏は三田育種場の本格的活動は新宿試験場の廃止後で、「その活動は全く試験場の延長されたものに過ぎない。種苗交換会が開かれたのはその唯一の特長である」と述べた<sup>7)</sup>。一方、安藤哲氏は、新宿試験場は農産興殖の原理を講究する研究機関で、三田育種場は穀菜草木を人民の求めに応じて売与することが任務であり、内務省民業奨励方針に沿った実践的な性格が与えられたと述べた<sup>8)</sup>。三田育種場の特徴が種苗等の交換市にあったことは異論がないが、三田育種場を新宿試験場の延長と捉えるのは、やや単純すぎる。安藤氏が両場を試験機関と実践的機関に分けたが、こちらの方が正確な捉え方といえよう。これらの指摘を踏まえ、両場の性質について分析する。

前田正名の回顧談によると、前田は明治七年（一八七四）、フランス留学中に内務卿大久保利通により勸業寮御用掛を命じられ、フランスで産業取調に従事し、農産品や種苗等を購入して一〇年三月に一時帰国し、京都に滞在していた大久保を訪ねた。その際、大久保は前田に対し、①三田の旧薩摩藩邸跡地は種苗育成に適している、②市街地に近すぎるとの意見もあるが一般の啓蒙を企図するには好立地である、③種苗を改良し、府県の適地に配布して奨励す

ることが急務であると語った。この後、帰京した前田が三田育種場の設計創設に着手したという。<sup>(9)</sup>このように育種場の設立準備は明治一〇年三月以降に開始されたと述べられているが、その用地は七年八月に買収が決定されていた。

明治七年二月二日、内務省一二等出仕の大槻吉直は、新宿試験場が「瘠薄ノ土質ニテ、棉藍紅麻菽麦其他ノ種品、此地ニ不適モノ」が少なくないので、新たな試験地として地味も運輸交通の便も良い「三田元嶋津從三位邸跡」(後の三田育種場)約四万坪余の買収を提案した。<sup>(10)</sup>さらに大槻は明治五年の綿製品、砂糖、蠟、油、紅花、麻布類の輸入代価が一二四二万円余にのぼることを掲げ、これらを試作して各地方に普及させたい旨を記した。つまり、新たな試験地では輸入防遏のために綿・砂糖原料等の栽培が想定されていたのである。この伺いは省内で了承を得て、七月二日に大久保利通により太政大臣三條実美に上申され、八月一〇日に許可を得た。<sup>(11)</sup>大久保の上申には、買収理由として、新試験地において各地から農夫を召集して技術交換、講習研究し、ここで得た知識・技術を帰郷後、拡散してもらい、「全国農業進歩之基」を立てることが追加されていた。

さて、大久保の上申では当初の買収予定四万坪余のうち、まず三万一二九坪を買収する旨が記されていた。これは残りの土地に建家があり、借家人の立ち退き代金の問題等があったためと思われる。この残地買収については改めて明治七年八月七日に上申され、同三〇日に許可を得たが、太政大臣からの許可指令には「此上之施業ハ当分見合可申事」と事業を凍結する旨が記されていた。<sup>(12)</sup>この理由は、八月一二日に太政官から「国事多端ノ際、莫大ノ経費ヲ要シ候ニ付、非常ノ節儉ヲ行ヒ候……官費ヲ以土木ヲ興シ或ハ勸業資本ノ為メ新ニ人民ヘ貸付等、焦眉ノ急ニアラサルノ費途ハ一切相止メ」るように達せられたからである。<sup>(13)</sup>

事業が凍結されてしまった勸業寮は、新試験地用地を警視庁の要請にこたえて明治八年三月から一〇年一月まで巡查練兵場として貸し出したが、この間も新試験地の設計は進められていた。現在、早稲田大学図書館所蔵の大隈文書に作者不詳の「三田四国町荒地開発意見書」(明治八年七月。以下、「意見書」と表記)が収められている。この「意見書」と、従来、三田育種場を研究する際の史料とされてきた「三田育種場着手方法」(前田正名述、一〇年九月)

を比較すると、各所に表記の相違はあるが内容は同じである。明治八年七月に執筆された「意見書」が内務省で認められ、これに基づき三田育種場が開発され、一〇年九月の開場にあわせて「意見書」が改訂増補されて『三田育種場着手方法』として刊行されたと考えられる。ただし、明治八年にフランスに滞在していた前田が「意見書」を執筆したか不明である。

さて、「意見書」の緒言には、日本の農民は昔から本業（五穀、蔬菜）を大切にし、余業には頓着しなかったと記された。余業とは「許多ノ利益ヲ得可キ有用菓草木材、或ハ製造品ニ用ユ可キモノ及ビ牧畜ナドニ出精スルノ類」であり、これからは本業とともに余業にも出精すべきである」と記された。そして本業の推進・改良と余業の普及が実現し、「百姓共」が「富饒トナレバ、官ヨリ催促布令セズトモ、各自ニ先ヲ争ヒ荒地瘠田ヲモ開発」するようになると述べ、最終的には民間による農業開発が進むことを期待したのである。

「意見書」では新試験場を四分割し、第一大区では在来穀類の良種を収集し、選種改良して多収穫をめざす、第二大区では内外果樹を栽培し、在来良種は輸出し外来果樹類は在来不良種と代替する、第三大区では西洋ブドウを栽培繁殖すると記された。第一大区では本業の改良、第二、三大区では余業の試験改良がめざされたのである。また、ブドウに重点が置かれた理由として、リキュールやコニャック、シャンパン、ブランドー、ワインほか「其功能実ニ枚挙スルニ暇アラス」と多用途であることが掲げられた。醸造を強調したのは、日本人に不可欠な米をなるべく醸造に費やさないためである。第四大区は交互売買の市場とし、大市（年二回）、小市（月数回）を開催し、農産物とともに「種々ノ品物、雑貨ノ類」の売買も許可すれば、上京した人が東奔西走することなく場内で購求物がそろい、時間と労力の節約となり、そのうえ「価モ公平ナルヲ得可シ、因テ物品ノ消却、平均ノ価直、将来ノ見込迄モ此ノ会市ニ因リテ定ル可キヲ希望」した。つまり、官主導の農産物中心の市場を創出し、農産物等の価格平準化、販売者・購買者の労力削減、そして彼らが市場で数多くの商品とその価格を見知することにより将来の計画を立てることを期待したのである。

### 3 三田育種場の開場

巡査練兵場として使用されていた新試験場用地は明治一〇年（一八七七）一月に内務省に返還され、三田育種場として九月三〇日に開場した。明治一〇年度の三田育種場の栽培植物を表3に記した。<sup>(16)</sup>第一〜三大区の広さは合計約

表3 明治10年度の三田育種場の栽培作物

内外作物種		第1大区 面積：約3町	第2大区 同2町2反	第3大区 同2町8反	
内 国 産	穀菜	穀菽 9種(16種類)		11種(18種類)	
	果樹	ブドウ		(328本)	(122本)
		果樹	2種(221本)	4種(955本)	(38本)
		柑類		7種(1,182本)	
	各 用	綿	1種(3種類)		
		黄櫨	(90本)		
		楮	(300本)		
		雁皮	(145本)		
		卷丹		1種(2,200本)	
	用 材	麻		2種(2種類)	
用材		2種(238本)	8種(2,110本)	(34本)	
外 国 産	穀菜	穀菽菜 2種(6種類)		15種(41種類)	
	果樹	ブドウ		(49,130本)	(9,605本)
		果樹		(18,458本)	(2,920本)
	各 用	綿 1種(3種類)			

典拠：『内務省年報・報告書』5、三一書房、263～264頁より作成。

\* 「種」と「種類」の意味が不明確であるが出典の表記通りに示した。

八町で、三〇町の試験地を有する新宿試験場よりかなり狭い。開設直後で育種場の栽培方針が実現していないかもしれないが、外国産ブドウを筆頭に果樹の栽培数（第二、三大区）が突出していることがわかる。また、第三区は「意見書」ではブドウ専用試験地であったが、実際は穀菜等も栽培された。内国産では「本業」の穀菽や「余業」の果樹類の栽培数も多い。綿の栽培種が非常に少ないが、これはすでに適地栽培に移行していたためと考えられる。三田育種場は、当初は綿や砂糖原料等の栽培試験場として構想されたが、「意見書」により果樹栽培中心に転換されたのである。この転換の背景には綿等が東京における栽培に適さないことが試験により明らかとなってきたこともあろう（後述）。

明治一〇年一月五日には大市が開催され、「場内中央に三田市場と大書せし旗を風に翻し此所にて兼て広告の野菜植物種を山積してお払下けに成りたり、其傍らに八近在町々より諸商人が魚鳥植木草木の苗や種、或ハ農

具其他日用の諸物を鬻ぐ露店を開き恰も縁日の如くなり」と盛況で、馬の競市も行われた。<sup>17)</sup>

この年は八月から東京上野で第一回内国勸業博覧会が開催されており、博覧会事務局長の河瀬秀治（内務省勸商局長）の呼びかけで、上京した府県勸業課員による会合が開かれた。<sup>18)</sup> この際に東京、神奈川、栃木の官吏が中心となり、三田育種場の大市（種子交換会）について意見をまとめ、一二月に次の四項目について府県に照会した。<sup>19)</sup> ①大市参加は労費がかかるので、庁費により管内の著名穀菓の種子や農産製造物を収集し、農業篤志者を選び「担当者」として参加させる。②「担当者」は地元に適する種子・製造物を購入、交換する。③大市は春秋開催ではなく播種期等を考慮して二月と八月初旬に開催し、期間は遠方からの参会者のために一〇日間とすることを政府に要請する。④大市に参加できない遠隔地方は、勸農局に種子を集めて払い下げてもらうことを要請する。

この照会に対し、提案には賛成するが開催期限の切迫等を理由に参加は困難であるとの返信が多かった。結局、明治一二年二月の大市の参加は一府六県に止まった。しかし、③の要請は実現した。当初の大市の参加府県は少なかったが、勸農局による雨天開催も可能な種物陳列所建設等の支援もあり、明治一一年八月の大市には種子や陶器のほか鐘詰等も陳列され（参加府県数は不明）、一二年二月の大市には東京府以下、一二県が参加した。<sup>20)</sup> 政府がお膳立てした大市であったが、府県が運営に関与して農業篤志者を参加させたことにより、府県内において農事改良への関心を高める効果もあったと思われる。

## 二 内藤新宿試験場の宮内省移管

### 1 農政の模範としての皇室と農場

明治一二年（一八七九）五月に新宿試験場は宮内省に移管された。その理由として『明治前期勸農事蹟輯録』には①地味がある種の植物に不適なこと、②僻地にあること、③三田育種場が漸次整備されたこと、④牧畜、製糸も適当

な機関が整備されたことが掲げられているが、なぜ宮内省に移管されたのか言及されていない。

明治一一年に各地を巡行した明治天皇は「親シク民事ヲ被察、内政深ク御軫念被遊」、その結果、翌一二年三月一〇日、勤儉の聖旨が公布され、同一二日、皇太后はこれにこたえるため自らの用度節減に加え、国産奨励のため養蚕業拡張の意向を示し、青山御所内に養蚕所が開設されることとなった。<sup>(22)</sup> また、同一五日、宮内省は勸農局に対し、サイゴンを米を試験するため、種子の取り寄せと栽培方法の調査を依頼し、同一八日には有益種苗の目録の回送を要請した。<sup>(23)</sup>

翌四月四日、内務卿伊藤博文はこれらの動きに対し、「恐多クモ聖上皇后宮、億兆ニ御先立、樹芸養蚕等、御躬親御試可被遊、勸農ノ趣奉伺、如此隆旨ノ在ル所、自ラ下万民ニ徹底シ感奮興起殖産ノ道不令シテ行ハレ可申ト奉感泣候」とこたえ、宮内省に対して新宿試験場の移管について照会した。伊藤は新宿試験場を禁苑とし、そこで天皇が栽培した種苗等を各地方に頒布すれば「衆庶益感奮、農力駸々相進」と考えた。<sup>(24)</sup> この後、宮内省の内諾を得た伊藤は太政大臣三条実美に対して、勸農の重要な試験は駒場農学校と三田育種場内で行うこととし、新宿試験場の宮内省移管を上申し、翌五月六日に裁可されたのである。<sup>(25)</sup>

以上の経緯をみると新宿試験場を廃止するため、皇室が利用されようにもみえる。しかし、後年、福羽逸人は、ヨーロッパ列強の皇室には、宮中の用途を充たすための園芸場があり、それが間接的に民間の模範となっており、「我が帝室に在ても既に明治十二年を以て松方侯の創意により、勸農局試験場たりし園地全部と器械、建物等を悉く宮内省に提供されたるは、蓋し此意に出たるを想察するに難からず」と回顧した。<sup>(26)</sup> このように移管には皇室により農政の模範を示すという積極的な意味も含まれていたのである。

また、勸農局は明治一〇年に『農政垂統紀』を刊行し、農業は「国家之大本也。上古列聖。農ヲ以テ万政之本ト為ス」と、天皇と農政の強い関わりを示し、農政の重要性を強調してきた。明治一一年に内務卿に就任した伊藤は、このような考えを利用して移管理由とし、勸農局内部から移管反対意見が出ないようにしたのではないだろうか。

さて、移管された新宿試験場は植物御苑と改称され、明治一一年には新宿御料地となり、皇室財産に組み入れられた。<sup>(28)</sup>

皇室財産については、明治九年七月に木戸孝允が提起し、右大臣岩倉具視等と協議するとともに、将来的に皇室領とする官有地の調査を開始したが、木戸の死去により頓挫した。明治十一年三月、岩倉が皇室財産調査を提議し、宮内卿徳大寺実則がヨーロッパの制度を調査した結果、一二年一二月に官有山林、官有地から皇室所有地を決定する旨を上申した。<sup>29</sup> 新宿試験場が移管された一二年五月は、徳大寺が皇室財産を調査していた時期であり、宮内省は伊藤による新宿試験場移管の打診を、皇室財産を設定する好機と捉えたのかもしれない。

移管後の御苑の植物栽培は衰頹の一途をたどり、明治二四年頃には「御料地の大部分は華族養蚕社に貸与し、只僅に一、二町歩の土地に御料用の蔬菜数品を栽培しある状態」であった。<sup>30</sup> 三〇町あった新宿試験場の試験地は一、二町に激減し、天皇が勸農の模範を国民に示す構想は実現しておらず、新宿試験場の宮内省移管は、実質的には試験事業の廃止であったといえよう。

## 2 松方正義の帰国と新宿試験場

明治十一年（一八七八）五月五日、内務卿大久保利通は新宿試験場内に農産物製造所の新設を建議しており、この時期にはまだ新宿試験場を活用して行く方針であった。<sup>31</sup> また、明治十二年六月の勸農局から宮内省への新宿試験場の引き継ぎ書類をみると、移管の決定が急で準備が整っていなかったことがわかる。その書類には「府県分配ノ為メ、菓樹苗凡五万余、果樹園各所ニ仕立有之候ニ付、今年冬季迄其仮預置、手入方御依頼」等、収穫期まで宮内省に栽培を委託し、その後の引き継ぎを依頼した事例が多い。円滑に引き継ぎを行うならば収穫期と播種期の間に移管手続きを行うはずである。明治十二年五月に移管が決定されたのは、年度末（年度末月は七月）に移管処理を完了させるという事務的な理由もあろうが、やはり、一二年三月にパリ万国博に参加していた勸農局長松方正義が帰国したことと関係があろう。

松方は帰国すると「勸農要旨」を著し、①農業の形勢、②勸農主義と目的、③農業の景況の観察、④農業進歩に関

する項目、⑤褒賞、⑥資金貸与と産業保護の得失、⑦試験、⑧試験のために栽培する植物と博物のために栽培する植物、⑨器械改良と人力節減、の九章にわたって勸農政策の基本指針を提示した。この中から植物試験に関わる章を摘記すると、まず①では、現今の農業不振の原因として荒蕪地の存在、綿・糖等の輸入超過等に加え、全国農業の氣脈が梗塞し、農業の知識や品物を交換する手段がないことを指摘し、例として西日本の種子が、そこに偏有されたまま東日本に普及していないと述べた。

②では政府の役割は民智・民力が及ばない事業を助け、その進むべき方向を示すことであり、例として外国種苗や国内において購求困難な種苗の頒布等を掲げた。そして、政府の構想に沿って事業が進んだ場合は、「直ニ其事務ヲ抛却シテ之ヲ人民自為ノ進歩ニ付セサルヘカラス」と記し、これらの事業として富岡製糸場、堺紡綿場、下総牧羊場、そして「東京府下ニ設立スル試験場ノ類」を提示したのである。

④では種子精選、農業展覧会等を掲げたが、これらは三田育種場におけるフランス選種法試験、共進会として実現する。また、内外の有益植物を時節を考慮して栽培普及させるため、政府の農業試験が必要であると記したが、これらについては⑦⑧で詳述された。

⑦では試験の意義は損益を判断することで、その目的は試験の結果、利益があると判断された良法を「人民ノ手ニ遷ス」ことであると述べた。また、植物栽培の得失は「一場、一時、一人、一法」では判断できないので、その性質を考慮し、外国の暖帯産の植物は日本の暖地に、熱帯産の植物は日本の最も温暖な地方に試植することとした。

そして⑧では試験のために栽培する植物と、博物のために集める植物を混同することには大きな弊害があると述べた。ここでは博物用植物といっても、なるべく生活に必要な植物を選ぶべきで、「一種ヲ多殖スルヲ要セス、又実用ニ切ナラサル珍草奇木ヲ聚メテ、徒ラニ高尚ナル本草家及ヒ好事家ノ愛翫ヲ博スルノ弊ヲ戒ムヘシ」と指摘した。

松方は⑧において、田中芳男を中心に展開してきた新宿試験場の栽培事業を批判したのではないだろうか。田中芳男は本草学者である伊藤圭介にしたがい、文久二年（一八六二）に蕃書調所に出仕、明治四年には文部省に出仕し、

六年のウィーン万国博に一級事務官として参加した。この時、田中はすでに同僚から「本草の名家」と称されていた。<sup>34)</sup>その後、七年八月には勸業寮六等出仕、一二月には「勸業寮出張所内藤新宿ノ事業ニ従事セルヲ以テ家畜写真十五葉ヲ大久保内務卿ヨリ配与」されたが、同八年三月に博物館掛、一〇年一月には博物館事務取扱にも任命されていたのである。<sup>35)</sup>このように田中は博物館(博物館)業務を兼務しながら新宿試験場に深く関与しており、栽培植物も「本草の名家」である田中の意向を反映していたであろう。明治一〇年度の新宿試験場の栽培植物は三〇〇〇種を超えており、この数値を実用的にみた場合、本草家の趣味的収集に映ったのである。つまり松方正義は明治一二年の政府財政の困窮を背景に、田中を中心に進められた種苗収集、植物栽培を博物用≠非実用的と捉え、新宿試験場を廃止し、必要業務のみを三田育種場等に移設したと考えられる。

### 3 適地適作と植物試験

「勸農要旨」⑧の意向に沿い、年報Ⅳ「沿革」において植物栽培試験は地味と気候によつて差を生じ「一場内ノ経験ニテ確信シ難キモノ多キヲ以テ」、適地に委託する旨が明記され、Ⅴでも内外の種を収集し、風土気候をはかつて五県以上に頒布し、二、三年の平均結果をみて適否を判断すると記された。この方針に沿い、各府県による適地栽培に力が注がれるとともに、明治一二年(一八七九)には三田育種場神戸支園(暖地植物)、一三年に播州葡萄園、紋龍製糖所(甜菜栽培・製糖試験)が開設されていくが、これら適地栽培への移行は、土質が優れなかった新宿試験場の存在価値を奪つたのである。

さて、「勸農要旨」②に記された「抛却」事業の方針に沿い、明治一二年一月、勸農局の『農事月報』では臨時事業として下総牧羊場、富岡製糸場、新町紡績所、三田育種場、取香種畜場、第一綿糸紡績所、第二綿糸紡績所が掲げられた。<sup>36)</sup>新宿試験場の次は三田育種場が廃止の標的とされたが、明治一三年三月二三日の「勸農局分課及処務条例」では下総種畜場と三田育種場が臨時事業からはずれたのである。<sup>37)</sup>『農事月報』の記載が誤っていたのか、何らかの理

由で方針が転換されたのか不明であるが、府県において勸業を推進する地方官からの反発が、方針を転換させた可能性もある。

明治一三年一月五日、県議会の承認を得て新植物試験場の開設を計画していた岡山県知事の高崎五六は、勸農局が「試験場ヲ廢サレ、上州富岡及新町ニ設置アル職工場等ノ如キハ臨時試験場トシ、人民ノ之ヲ購求スルアレハ、直ニ授与セラル、事」は、岡山県の新試験場開設と矛盾背馳し、「人民ノ疑惑」を招く結果となり、また、未曾有の植物は官が率先して試験しなければ、人民は在来植物に安着したまま「進取ノ策」に取り組まないのではないかと抗議し、「御深旨相窺候条、至急御内示有之度候也」と迫ったのである。<sup>(38)</sup>

県によつては議会において農業試験場が予算削減の標的となり、廃止に追い込まれる事例もあつた。例えば三重県では栽培試験場を二ヶ所有していたが、明治一二年の県会により費用削減が決定されて一ヶ所となり、徳島県では二ヶ所の農業試験場で「内外有益ノ種苗ヲ搜索シ試験ノ結果ヲ需得シ、以テ県下各地ニ頒布センコトヲ企謀」していたが、県会の決定により試験場が一ヶ所廃止されてしまったのである。<sup>(39)</sup>

松方は高崎の抗議を真摯に受け止め、迅速かつ丁寧に回答した。この回答は次にまとめたように、随所に「勸農要旨」の趣旨が示されている。

- ① 新宿試験場は植物御苑として差出したままで、勸農局には駒場農学校、三田育種場等があり、試験事業を一切廃止したわけではない。
- ② 植物には土質・氣候の適否があり、一場内の試験では、その得失を確認することはできない。それゆえ植物試験は適地において篤志者に委託し、損失が出れば政府が補償し、試験に充分力できるようにする。
- ③ 適地で試験すれば一般人民への感化も早いうえ、植物を試験講究することが農民の本分であることを知らしめることができる。また、一季作の場合は人民の手で試験しやすいので、草綿は畿内や三重、広島等で試験している。

④試験に複数年を費やす植物、日本に蕃殖すべきか判明したい外国の植物は、政府が試験し、結果を公告する。  
⑤岡山県が栽培する亜麻、苧粟、藍、綿は一季作なので、篤志者に委託すべきである。

松方は②③において適地適作の重要性を示したが、これは東京の試験場が不要であるとの理由ともなる。しかし、①で三田育種場の継続、④で政府が植物試験を行う必要性を表明した以上、三田育種場を臨時事業とすることはできなかつたのである。②の篤志者への委託は後述する草綿栽培をさすと思われる。また、③⑤では一季作の栽培試験は篤志者に委託する方針を示し、岡山県にもそのように促した。これでは議会により承認された植物試験場の存在が危うくなると思われるが、松方は民間でできることは民間に委託するという「勸農要旨」で示した方針を貫いたのである。さて①をみると、新宿試験場の宮内省移管は、実質的廃止を宮内省移管というオブラートでつつんで曖昧にする処置であり、地方官の反発をそらす有効な方法だったようである。

### 三 勸農局の植物試験栽培の変遷

#### 1 新宿試験場移管後の三田育種場と種子交換会

表4に年報ⅡからⅥまでに掲載された種芸関連の主要項目についてまとめた。年報Ⅲから三田育種場の報告が掲載されるが、Ⅰ景況からⅦ桑苗までの諸試験は新宿試験場で行われたものと思われる。年報Ⅳは明治一二年（一八七九）五月に新宿試験場が移管されたためか、植物試験記事はなく、「沿革」の項目に農具製作と孵卵事業が三田育種場に引き継がれたこと、他日に見本園を育種場に移植することが記された。しかし、その他は種苗頒布と三田育種場、そして小笠原島植物景況の項目があるのみで記述も簡略である。一方、年報Ⅴでは三田育種場の項目において植物栽培概況と試験法について詳細に報告されており、該事業が完全に新宿試験場から移管されたことが判明する。

三田育種場は前田正名がフランスから持ち帰った種苗を植え付けたことに始まるので、栽培された果樹の多くはフ

表4 内務省勸農局報告(種芸部門)の項目

年報Ⅱ(9年度)	年報Ⅲ(10年度)	年報Ⅳ(11年度)	年報Ⅴ(12年度)	年報Ⅵ(13年度)
新宿試験場 1. 景況 2. 小麦(a) 3. 甜菜(b) 4. 草綿(c) 5. 落花生 6. 人造菌培育 7. 農産物製造 8. 桑樹(f)	新宿試験場 1. 景況 2. 小麦(a) 3. 苜蓿(b) 4. 草綿(c) 5. 山東菜 6. 接木法(d) 7. 桑苗(f) 三田育種場 小笠原島植物試植(e)	種苗頒布 三田育種場 小笠原島植物景況(e)	事務成績 陸産課 1. 甜菜(b) 2. 煙草(e) 三田育種場 1. 植物栽培概況 2. 植物栽培試験法 3. 果樹(d) 4. 穀菜 5. 小麦(a) 6. 甜菜(b) 7. 種苗交換市	陸産課 1. 甜菜・苜蓿(b) 2. 煙草(e) 3. 播州葡萄園(d) 三田育種場 1. 種苗交換市 2. 神戸支園 紋轆製糖所

典拠:『内務省年報・報告書』3、5、6、8、別巻3、三一書房より作成。

ランス産であり、年報Ⅴ、Ⅵをみると、その栽培法もフランスにならっていたことがわかる。また、フランス産ではなくとも小麦の移植選種法、甜菜の栽培法はフランスを模範として実施されており、その影響が記されていないのは穀菜のみである。移植選種法は勸農局雇の内山平八がフランスで伝習してきたもので、明治一三年(一八八〇)から三田育種場で実施し、その結果は「麦粒肥大ニシテ形状不同ナク甚タ良種ナリ」であつた<sup>(40)</sup>。以上のように三田育種場はフランス農業の影響を強く受けており、松方正義の渡仏の成果を実践する場のようにも見える。しかし、種子交換会において在来種苗の改良・普及にも力を入れていくことも忘れてはならない。

松方正義は前述した「勸農要旨」の①で農産不振の一原因として国内における種子の偏在、④で品質改良のための種子精選を掲げた。①の対策として種子交換会が推進されるが、勸農局はさらに種苗交換の便宜をはかるため、明治一三年一月から各地方における老農と種苗販売者の姓名、その地方における郵便局の有無の調査を開始した<sup>(41)</sup>。また④に留意した三田育種場長の池田謙蔵は、明治一二年一〇月、アメリカ、イギリス領事に対し、旧新宿試験場の種子は数回の収穫を経たため穀菜の種子の多くは変種しており、これを改めるべく精良な種子の購入を依頼した<sup>(42)</sup>。

さて、新宿試験場移管後、明治一二年八月に開催予定であつた種子

交換会は悪疫流行のため中止となった。このためか次の会（一三年二月）は三府二五県が出品する盛大な会となった。また、この回以降、参加者の負担軽減のため年一回（二月のみ）の開催となり、種子交換に加え、農政上の利害得失についても「研究討論シ併テ知識ノ交換」をすることとなった（年報Ⅴ）。この「知識ノ交換」とは東京談農会（大日本農会の前身）の設立をさしている。

後年、池田謙蔵は次のように語った。「大久保利通公欧米御巡視のときより、本邦に一大農会を開き大に農家を益するの具となさるゝの思食」があり、三田育種場が開設され、「漸次農会等の設立に至るへき筈なりしも、十一年五月不幸にして公は兇徒の毒手に倒れ」てしまった。一二年五月に三田育種場長となった池田は、「公か遺志に従はんことを望みしも、奈何せん位置もなく学識もなきを以て空しく日月を経過」していたところ、一二年の冬、小澤善平から一三年二月の種子交換会に際し、地方から上京する老農等と懇親会を開いて「知識交換の事をなさんと欲す、宜しく斡旋すへし」と依頼を受け、東京談農会設置の運びとなった。<sup>(3)</sup> 前述した明治八年七月の大久保による新試験地用地買収の上申にも、農夫による技術交換、講習研究が記されていたが、これは岩倉使節団における欧米巡覽中に着想されたようである。この大久保の構想が池田により実現されたのである。

## 2 明治一〇年から一四年における植物試験の変遷

本節では、表4に記した勸農局の年報から、その植物試験の特徴を抽出する（次の(a)～(g)の項目は表4の(a)～(g)と対応している）。

### (a) 小麦

年報Ⅱでは外国産小麦に牛馬糞と草木灰を施したこと、その成育と収穫について記され、Ⅲでは穀菜園においてアメリカ赤小麦に七種の肥料を施したこと、それぞれの収穫状況について記された。年報Ⅴでは三田育種場において小麦栽培が順調であること、Ⅵではフランスにならって施行した小麦移植選種法の成績が良い旨が記された。試験

場における小麦の試験が、施肥法から選種法に移行したことが判明する。

(b) 甜菜(ビート)、苜蓿(ソルガム)、甘蔗

主要輸入品であった綿・糖を国内で栽培することは、政府の喫緊の課題であり、砂糖原料となる甜菜、苜蓿、甘蔗栽培にはとりわけ力が入られた。

明治九年(一八七六)より勸業寮は甜菜の種子を輸入し、新宿試験場と東北地方で栽培した<sup>(44)</sup>。年報Ⅱでは新宿試験場の甜菜は塩類を多量に含有し、岩手県のそれは塩類は少なく甘味があつたが砂糖製造までは至らず、Ⅴ、Ⅵでは岩手、青森県ともに虫害や旱魃、風災のために収穫不十分で僅かに製糖試験を実施し、Ⅵでは糖分が増加した旨が報告された。このように満足な試験ができなかつたが、年報Ⅵでは明治一三年一二月に甜菜栽培の適地として選定した北海道の紋籬(伊達紋別市)に製糖所を設置した旨が記された。ここではドイツ産の種子を栽培し、蒸気機械により製糖を行う予定であつたが、機械到着が遅れたため試験は「些少」に終わったと報告された。

一方、苜蓿栽培は、明治九年九月、イギリス人ジョン・ピットマンが大史の土方久元に宛てた書翰で、苜蓿の有益性を記し、「甘蔗培植書類」を添付したことに始まる。翌一〇月、これら「甘蔗培植書類」は大久保利通の指令より勸業頭の松方正義に回送された結果、苜蓿の種子を取り寄せることとなつた<sup>(45)</sup>。

年報Ⅲでは清国産の種子を栽培したが、製糖器械が整わず製糖法を記すに止まつた。年報Ⅳに記載はないが、内務省勸農局『農事月報』五号(明治一二年五月刊)には新宿試験場のほか、三田育種場、茨城、静岡、愛媛県等でアメリカ、フランス、清国産苜蓿が栽培されたことが記された<sup>(46)</sup>。年報Ⅴでは、若干の糖分を含有した苜蓿栽培に成功し、駒場農学校で分析したが、満足な結果を得られなかつた旨が報告され、Ⅵでは岩手、青森県では不作であつた旨が報告され、試験栽培は苦戦していたことがわかる。しかしながら、明治一三年二月に大阪で開催された綿糖共進会では、苜蓿糖が北は青森から南は大大分、熊本まで一府二〇県、四〇余名もの出品があり、その栽培が急速に全国に広がつた<sup>(47)</sup>ことがわかる。

年報Vには勸農局編纂の農業関係書が一五冊掲載されたが、このうち『砂糖略説』、『製糖試験録』、同補遺、『苧粟栽製簡易法』、『重刷苧粟栽製簡易法』の五冊が製糖関係であり、勸農局が当該分野に力を入れていたことがわかる。また、年報には記載されていないが、勸農局は、在来の甘蔗より大きく甘味も強い清国産甘蔗の移植をはかり、一二年には和歌山、愛媛県に、一三年には静岡以西の一五県に配布した<sup>48</sup>。このように、勸農局は暖地栽培の甘蔗に加え、寒地栽培の甜菜、そして寒暖を選ばない苧粟栽培を推進することにより、日本全国で砂糖原料を生産し、輸入砂糖を防遏しようとしたのである。

(c) 草綿（米国綿）

勸農局は輸入防遏を目的とし、アメリカ産のシーアイランドコットン、アップランドコットンの栽培試験を行ったが、年報II、IIIではアップランドは破実するが、シーアイランドは破実しない旨が報告された。この結果、新宿試験場は草綿栽培に適さないと判断され、適地と目された大阪、愛知等に種子が頒布されることとなった。草綿の報告はIIIを最後に掲載されないが、これは適地栽培に移行したからであろう。

また、勸農局は栽培適地に「栽培相心得居候局員」を派遣し、希望者に試植を依頼し、その後、成熟期に局員を再派遣して成育景況を視察することにした。さらに「勉力栽培シテモ風土氣候ニ不適ノ為ニ無効之者」には、在来綿との収益差額を三年間、補填することにしたのである<sup>49</sup>。明治一〇年から大阪、兵庫、堺、静岡、愛知、三重の一府五県において試植を行ったが、希望者が数百人に及び、成育景況の視察ができない状況となってしまう。そこで一一年は一〇年に試植した者から「農業篤志ヲシテ家産アリ、加之試植之実効アル者」を選抜し、前年の静岡県を除いて一府四県に試植を依頼した<sup>50</sup>。

この結果は、武部善人氏が明治一一、一二、一三年とも不成績が続き、一四年以降の試作成績の資料は見当たらないと指摘しているように良好ではなかった<sup>51</sup>。明治一一年の一府四県による試作の損失補填額は、大阪、三重、兵庫が三七円六八銭三厘、愛知県二〇円六〇銭五厘、堺六五円八四銭八厘にのぼり、一四年七月の段階で試作を実施してい

た府県は一府二県（大阪、三重、愛知）に減少した。<sup>(52)</sup> 草綿移植は種子頒布、栽培指導員派遣、損失補填と手厚い政策を実施し、栽培希望者が殺到したにも拘わらず、その結果は思わしくなかったのである。<sup>(53)</sup>

(d) 果樹

新宿試験場の試験地の半分は果樹栽培にあてられていたが、年報Ⅱでは特記事項はなく、Ⅲでは接木法について解説された。年報Ⅴでは前記したように三田育種場におけるフランス産果樹の栽培結果が記載され、ブドウは育種場に適さない旨が記された。その他の果樹ではリングゴのみ好結果となり、年報Ⅵでも「苹果、杏、桃、梨類、皆多少実ヲ結ヘリ、就中、苹果ノ如キハ其景況頗ル宜シ」と報告された。ブドウについては明治一二年の福羽逸人による葡萄園開設の建議もあり、一三年に播州葡萄園が開設され、年報Ⅴでは民業の模範として醸造用ブドウを栽培する旨が報告され、Ⅵでは早魃に堪え「善ク成長シ頗ル強剛ナル枝梢ヲ生セリ」、寒波にも「嫩梢絶テ寒傷ヲ蒙リシモノナシ」と報告された。

また、年報Ⅴでは神戸に三田育種場支園を設置し「海外諸暖邦ノ有益植物」のオリーブ、ゴム、甜橙、レモン、ブドウ、ユーカリを栽培し、その苗木を西南地方に移植する旨が記されたが、Ⅵでは支園は開場して日が浅く、結果を報告する段階でないと記された。<sup>(54)</sup>

明治一二年からは適地適作を推進するため、果樹と有用植物栽培の専用試験地として神戸支園と播州葡萄園が設立されるといふ新たな段階に入ったのである。

(e) 煙草

アメリカ産煙草の栽培は、すでに明治八年に在来の煙草産地である豊岡県（現京都府・兵庫県北部）において開始され、十分な試験はできなかつたが結果が良好であつたので、一〇年には京都府ほか一一県にその種子が配布された。<sup>(55)</sup> 続いて勸農局は、明治一二年に熊本県阿蘇郡に栽培・乾燥試験所を設置し、各県から老練の農夫を招集して栽培・乾燥方法を講究し、その後、農夫を帰県させて煙草栽培を拡張しようとした。また、翌年には岡山県川上郡にも試験地

を設置した。<sup>(57)</sup> 年報Ⅴでは熊本県の試験所で内外煙草一〇種を試植、試製した結果、外国人の嗜好に適し称賛を得たので、翌一三年に岡山県川上郡に試植したが、水害のため悉く流出したと報告された。アメリカ産煙草は輸出産業として栽培が奨励されたのである。

(f) 桑樹・桑苗

明治八年、新宿試験場では一〇県から桑苗を約一万株移植し、農夫も召募して「各地ノ慣法」により栽培した(年報Ⅰ)。年報Ⅱでは桑樹の剪定方法や施肥法について記され、Ⅲでは六種の肥料とその効能、発芽、收穫状況について詳細な報告が掲載された。しかし、年報Ⅳ以後は、新宿試験場移管のためか、桑樹関係報告は掲載されなかった。明治一二年一〇月、勸農局は鹿児島県から桑苗売与を求められたが、新宿試験場移管後であったため、本件を宮内省に取り次ぎ、宮内省から桑苗が分与されることとなった。同年一一月に福岡県から清国産桑樹の売与が求められたので、勸農局は「植物御苑へ引継候二付、苗木ノ有無問合せ候処、既ニ払切」された後であった。<sup>(58)</sup> その後、旧新宿試験場の桑樹・桑苗が三田育種場に移植されたか不明であるが、『農事報告』一四号(明治一五年六月刊)には、駒場農学校が桑苗の「分株八十二年度十三年度ヨリ本年二巨リテ栽植セル者ナレハ、発芽固ヨリ多カラス」と報告されており、桑樹・桑苗試験は駒場農学校に引き継がれたようである。

(g) 小笠原島(父島)植物試験栽培

前述した松方の「勸農要旨」⑦では熱帯産植物を日本の最も温暖な地方に試植すると記されたが、「勸農要旨」で提示される前の明治一一年一月に、田中芳男の建議により熱帯植物試験はすでに小笠原島(父島)で開始されていた(年報Ⅲ・Ⅳ)。栽培状況は、幾那は不良で、護謨樹(ゴム)、コーヒー、オリブ、ユーカーリ等の成育は順調なようであるが、試植して日が浅く評価を下す段階ではなかったようである。しかし、年報Ⅵには明治一三年一〇月に勸農局小笠原出張所が廃止され、業務が東京府に移管されたことが記された。

以上、勸農局における植物栽培試験の特徴は、第一に輸入防遏目的の植物栽培に力を入れたことである。それは甜

菜の試験結果が不十分であるにもかかわらず性急に紋鼈製糖所が設置されたこと、苧粟が明治一〇年に導入されたにもかかわらず一三年二月の共進会で一府二〇県もの出品が確認されたこと、勸農局が製糖関係の農書を多く刊行したこと、草綿においては栽培指導員派遣、損失補填と手厚い保護政策を実施したことから窺い知ることができる。一方、アメリカ産煙草を栽培するため、熊本、岡山県に専用試験場を設置したことから、輸出作物の育成も本格的に開始したことがわかる。

第二に適地適作が進展したことである。それは、甜菜、綿等は当初から東京の試験地とともに適地と選定された地域で試験されたが、その後、適地中心の栽培へ移行したこと、ブドウは東京の試験地で栽培が不適であることが判明した結果、播州葡萄園が設置されたこと、小笠原や神戸に栽培地を設置し、熱帯産、暖地産植物が栽培されていたことから判明する。このように勸農局は植物の適性を鑑み栽培地を選定していったが、この適地適作の方針は各府県にも広がっていくのである。

最後に年報Ⅱの人造菌培育に着目したい。これは勸農局（勸業寮）がお雇い外国人と行った菌の育成であるが、報告には「菌ヲ作ルノ試験ハ素ヨリ勸農ノ急務ニ非ト雖モ……他日弘益ノ資ニ供スルモ決シテ無用ノ業ニ非サル」と記された。つまり、この時期（明治九年度）は不急の試験も可能であったのである。

### 3 府県の農業試験場の設置と活動

明治一〇年（一八七七）の第一回内国勸業博覧会の際に開かれた府県勸業課員による会合の成果は『府県勸業着手概況』として刊行された。<sup>(6)</sup>この報告から農業試験場についてみると、その存在を記載していないのは東京、京都、青森、栃木、山口の五府県である。しかし、京都府は明治四年に勸業場を設置し、後に門前に栽培試験所を設置して大蔵省租税寮等から取り寄せた米国綿等を播種し、山口県は明治一〇年に栽培試験場を設置して勸農局から頒布された内外種苗を試植していた。<sup>(6)</sup>

一方、東京府は府内に勸農局の試験場があるためか、府立試験場の設置は明治三三年と遅い。青森県は県令の類繁な交替のため勸業事務が停滞し、農業試験場が設置できなかったようであるが、藍草栽培・青黛製造に加え、県下に自生する赤ブドウを利用し、勸農局の指導により、ブランドを試製していた。また、栃木県も試験場を設置していないようであるが、明治一〇年一月に勸業寮に対して菓木穀菜類の栽培報告を行っており、民間地で試験栽培を行っていた。<sup>(63)</sup>

右以外の県では呼称に違いはあるが農業試験場が設置されていた。千葉県では勸農局から頒布された「洋種類、風土ノ適否ヲ試験シ接挿及圧条等ノ苗木ヲ仕立、各所へ運送蕃殖セシムル準備」をした。岡山県では備前岡山、美作津山、備中笠岡に試験場を置いた。これは「三国自ラ地味氣候ノ異様アル」ためであった。三重県では植物試験場を五ヶ所に開設し、勸農局・博物館から頒布された「果樹蔬菜菓草用材ノ種子ヲ種芸シ、追テ土地適当有益ノ品種ヲ撰定シ、漸次人民二分与繁殖セシムル見込」であった。山形県の農業試験場は二ヶ所あり、栽培した果樹苗を「各大区二分附シ、低価ヲ以テ人民ニ払下ク穀菜ノ種子及ヒ分根ハ総テ無代価ニテ之レヲ付与」していた。また、山形県では鹿児島県等から煙草の種子を購入し県内適地に播種し、栃木県から麻の作人を雇って試験場で栽培させ、静岡県から三俣（紙の原料）の種子を購入して試植していた。

その後、各県ではさらに県内における農業試験場の設置や国内産種子の取り寄せも進んだ。各県の勸業年報を掲載した農商務省農務局『第一次年報』によると、山梨県（「勸業第一回年報」明治一二年）は二ヶ所の植物試験所で実効のあったものを、各郡に設置した試験所で試植することとし、秋田県（「勸業第五回年報」明治一五年）は県内各地の植物試験場で植物の適否を試験し、「効能アルヲ以テ現今ニ至テハ自由試験場ヲ各郡内ニ四十ヶ処ヲ置」いたことがわかる。また、徳島県（「勸業課第三回年報」明治一五年）では、田宮村試験場で「洋種早熟小麦、山形県産小豆、清国長胡瓜、東京練馬菜菔、同砂川牛蒡、同大葱、仏国大莢豌豆、白菜、体菜等」、外国産とともに他府県産の植物が栽培されたことがわかる。<sup>(64)</sup>

ここで付記しておくが、これら種子の取り寄せを支援したのが無料郵便制度である。これは大久保利通の尽力により、明治九年一二月に勸業寮―地方官、勸業寮―地方官―人民の間の、勸業上、一般の利益となる通報や質問応答、種子、見本等の郵送が一定重量以内は無料となった制度である<sup>65</sup>。

以上のように農業試験場が一律に設置されたわけではないが、風土の適否に注意して試験場を設置するなど、政府が推進する適地適作の方針を現場で実現した県も多い。また、県内で試験栽培した植物を一般に頒布する計画があったこと、または実際に払い下げていたことは注目できよう。内務省の種苗頒布は、勸農局↓府県試験場という段階から、勸農局↓府県試験場↓民間農地と、もう一段階進み、松方正義がめざした植物試験栽培の民間委託に向かった動きもみえてきていた。さらに各府県間で種子が取り寄せられ栽培されたことも注目できよう。府県の農業試験場の設置により、外国産、国内産を問わず、種苗を取り寄せ栽培するという体制が整えられていった。すでに西村卓氏が指摘したように、種苗頒布を一つの契機として、いくつかの県で植物試験場等が設立され、これが在地における農業生産力発展の担い手<sup>66</sup>老農の農事改良への意欲をかき立て、彼らの眼を在来種苗の取り寄せ、試作による稲作全般にわたる改良へと向けさせたのである<sup>66</sup>。

## おわりに

明治政府は適地適作を奨励するため、従来の五穀偏重を打破し、荒地や稲作不適地に適合する有効な植物の移植をはかるとともに、輸入防遏のため米国綿の移植、甜菜等の栽培を進めた。この中心機関となった新宿試験場では三〇〇〇種を超える国内外の植物が収集され、その適性試験が行われたが、土質不良という欠陥を有していたため、三田育種場が設置されることとなった。また、適地適作の推進により府県における試験栽培が盛んになるとともに、農業改良に対する認識が深まり、府県間の種苗購求も行われるようになった。しかし、これは農業奨励の政策主体が、

政府は勸農局から府県へ移行し、政府の役割が低下していく過程でもあった。

このような適地適作の進展は、三田育種場の神戸支園、播州葡萄園の設立を促したが、新宿試験場の存在価値を低下させ、宮内省への移管を招く結果となった。この背景には政府が緊縮財政に傾いたため優先度の高い政策が選択され、輸入防遏策として砂糖原料の栽培育成や輸出作物としての煙草栽培が推進される一方、非実用的と位置づけられた博物用植物の栽培が抑制されたこともある。

一方、三田育種場は、新宿試験場の果樹栽培や農具製作、孵卵事業を引き継いだ。栽培規模が小さく博物用植物の栽培を行わないうえ、勸農局長の松方正義が推進した選種等に力を入れるとともに、国内外の種子を各地に拡散させる機能（種子交換会）をもち、農業知識・技術の交換にも寄与しようとしていた。これらの事実から三田育種場を単純に新宿試験場の延長と捉えることはできない。また、この新宿試験場との相違こそが、三田育種場が廃止を免れた理由でもある。

従来の研究では、新宿試験場は洋種の無系統な直輸入がみるべき成果を収めず、廃止されたと述べられてきた。確かに明治九年度までの新宿試験場では菌育成といった不急な事業まで行われる恵まれた環境の中で、田中芳男を中心に幅広い植物が収集された。これは松方正義からみれば本草家の愛玩にみえ、現代の研究者からは無系統な政策に映ったのかもしれない。しかしながら、新宿試験場では富国強兵という大きなスローガンの下、農業増進という課題を達成するため、五穀偏重打破・輸入防遏という目的をもつて数多くの植物を収集・分類し、本稿で詳述したように気候風土と植物の適性を考慮した適地栽培という手段を用いて普及させようとしていた。果たしてこれを無系統な政策と呼べるだろうか。

新宿試験場は設置当初から抱える土質不良や悪い立地（僻地）といった問題点に加え、三田育種場や牧畜・製糸機関等の関連機関が整備されたことから廃止されたと考えられてきた。本稿では、これらの廃止理由に次の二点を追加する。①適地適作が進展し、試験栽培が次のステップ、すなわち東京以外の各地の官営試験場や各府県の試験場に移

行したこと、②経済危機の下、博物用植物の栽培が抑制され、輸入防遏・輸出促進のための植物栽培が優先されたことである。また、廃止を穏便に進めるために皇室が利用され、宮内省移管という形式がとられたことも提示した。殖産興業政策の農業部門の重要機関であった新宿試験場の廃止は、①からみれば政策の進展、②からみれば政策の転換と捉えることができる。

註

- (1) 宮地正人他編『明治時代史大辞典』三、吉川弘文館、二〇一三年、一〇七〜一〇八頁。
- (2) 勝部真人『明治農政と技術革新』吉川弘文館、二〇〇二年、一六〜一八頁。勝部氏もこのような見解について改めて検討しなければならないと述べている。
- (3) 『法規分類大全』官職門・官制・内務省二、七四四頁。
- (4) 拙稿「内務省勸業寮の成立と勸農政策」(東京都立大学人文学部・首都大学東京都市教養学部人文・社会系『人文学報』第 四四五号歴史学編第三九号、二〇一一年三月)。種苗頒布については、小幡圭祐氏の研究を参考にした(『開拓使の果樹栽培奨励施策』(『国史談話会雑誌』四七、東北大学国史談話会、二〇〇六年)。
- (5) 津下剛『近代日本農史研究』光書房、一九四三年、二七一〜二八一頁。石塚裕道『日本資本主義成立史研究』吉川弘文館、一九七三年、一一四頁。
- (6) 大日方純夫他編『内務省年報・報告書』一、三、五、六、八、別巻三、三一書房、一九八三〜一九八四年。年報には植物栽培試験の全容が掲載されているわけではないが、政策上の重要試験が摘記されており、その特徴を抽出するには有効と判断した。
- (7) 前掲、津下、二八四頁。
- (8) 安藤哲『大久保利通と民業奨励』御茶の水書房、一九九九年、七二〜七五頁。
- (9) 前田正名『三田育種場の創設と大久保公』(『大久保利通文書』八、日本史籍協会、一九二九年、四〇八〜四一〇頁)。
- (10) 農林省編『農務顛末』六、一九五一年、四〜八頁。大槻は磐城国中村藩出身の士族で廃藩置県後は中村県一二等出仕となり、七年一月一九日に勸業寮に出仕した(一等属大槻吉直御用掛被命ノ件)〔『公文録』明治一四年一〇月・農商務省、国立公文書館蔵)。
- (11) 「勸業寮植物試験地買上ノ儀伺」〔『公文録』明治七年八月・内務省伺一)。
- (12) 「植物試験地并建家買上等同」〔『公文録』明治七年八月・内務省伺四・布達并達)。

- (13) 『法令全書』明治七年八月、太政官第一一〇六。
- (14) 『警視庁為官用地馬場先門内田御厩并元田沼玄蕃邸三田四国町元勸業寮用地司法省閉込之内引渡之件』(東京府第三課『既決簿』明治八年一号・市街地理、607-A84、東京都公文書館蔵)。「東京府下三田四国町勸業寮用地ノ儀届」(『公文録』明治九年一月・内務省伺三)。前掲、『農務顛末』六、八頁。
- (15) 『三田四国町荒地開発意見書』一八七五年八月(『大隈文書』A1338、早稲田大学図書館蔵)。農林省農務局編『明治前期勸農事蹟輯録』上、一九三九年、一七四〜一八〇頁。
- (16) 第四区は表記していないが用材が三種二〇〇本栽培された。
- (17) 『郵便報知新聞』明治一〇年一〇月一六日付(郵便報知新聞刊行会編、復刻版、一三、柏書房、一九八九年)。
- (18) 『明治十年府県勸業着手概況』三頁(土屋喬雄編『現代日本工業史資料』労働文化社、一九四九年)。
- (19) 『三田育種場 大市操場云々に付千葉県外五県へ回章』(東京府勸業課『回議録』第一四類・農業・全、609-B7-1、東京都公文書館蔵)。
- (20) 『読売新聞』明治一一年五月二二日付、同八月一四日付(『明治の読売新聞』CDROM版、読売新聞社、一九九九年)。「三田四国町同局育種場内種物陳列所建築伺」(『公文録』明治一一年五月・内務省伺一)。農務局報告課編『各地方老農及び種苗戸名簿』一八八二年、二頁。
- (21) 前掲『明治前期勸農事蹟輯録』上、一二四頁。
- (22) 『法令全書』明治一二年三月一〇日、太政官達無号。宮内庁編『明治天皇紀』四、吉川弘文館、一九七〇年、六三九頁。
- (23) 前掲、『農務顛末』一、八七〜八八頁。前掲、『明治天皇紀』四、六三三頁。政府は明治二年の凶作を南京米(サイゴン米を含む)を輸入、廻漕するなどして乗り切った(松尾正人『明治二年の東北地方凶作と新政権』(日本歴史学会編『日本歴史』三四五号、吉川弘文館、一九七七年二月)。各地の民情を視察して心を痛めた天皇が、凶作時の救米用としてサイゴン米栽培に着目したのかもれない)。
- (24) 『法規分類大全』官職門・官制・内務省二、七七九〜七八〇頁。
- (25) 『勸農局所轄内藤新宿試験場宮内省へ引渡ノ件』(『公文録』明治一二年五月・内務省二)。
- (26) 福羽逸人『回顧録』一九一七年カ(復刻版、財団法人国民公園協会新宿御苑、二〇〇六年、八七〜八八頁)。福羽は津和野藩出身、明治一〇年に新宿試験場の農養生、一二年に三田育種場詰、一九年には播州葡萄園の園長となり、二四年から植物御苑再興に従事した(右書、七〜一二、八三〜一〇九頁)。
- (27) 勸農局編『農政垂統紀』一、進議、一八七七年。
- (28) 『皇宮地附屬ノ内植物御苑其他御用地ヲ改称ス』(『公文類聚』明治一十九年・第七卷、国立公文書館蔵)。

- (29) 前掲、『明治天皇紀』五、一九七一年、六四四〜六四五頁。鈴木正幸「皇室財産論考」(久留島浩他編『近世から近代へ』展望日本歴史一七、東京堂出版、二〇〇五年)。
- (30) 前掲、福羽、八六頁。
- (31) 「勸業局内藤新宿試験場内農産物製造所建築伺」(『公文録』明治十一年五月・内務省伺一)。
- (32) 前掲、『農務顛末』五、一〇六四〜一〇六七頁。
- (33) 松方正義「勸農要旨」(大内兵衛他編『明治前期財政經濟史料集成』一、明治文獻資料刊行会、一九六二年、五二二〜五三〇頁)。
- (34) 大日本山林会編『田中芳男君七六展覽會記念誌』一九一三年、三〜二六頁。一級事務官として田中に同行した近藤真琴は田中芳男を「本草の名家」と記している(明治六年五月二十七日付家族宛書翰(『近藤真琴資料集』攻玉社学園、一九八六年、一一六頁)。
- (35) 「田中芳男(東京府)一(贈位内申書)、国立公文書館蔵」。
- (36) 前掲、『農務顛末』六、七三三〜七三五頁。
- (37) 『法規分類大全』官職門・官制・内務省一、七六二〜七六三頁。下総牧羊場は明治十三年一月に取香種畜場と合併、下総種畜場と改称した(前掲『内務省年報・報告書』八、一一六頁)。
- (38) 前掲、『農務顛末』六、一二四二頁。
- (39) 農商務省農務局『第一次年報』下、一八八三年、四八二〜四八三、五二七〜五二八頁(藤原正人編『明治前期産業發達史資料』別冊一二V、明治文獻資料刊行会、一九六六年)。
- (40) 前掲、『農務顛末』六、六六頁。
- (41) 調査結果は註(20)の「各地方老農及び種苗戸名簿」としてまとめられた。また本書には種子等の勸業関係郵送物が無料となる「郵便規則及罰則」も掲載された。
- (42) 前掲、『農務顛末』六、五九〜六一頁。購入の結果は年報Vに掲載された。
- (43) 池田謙蔵「本会報告第百号発行に就きて一言す」(『大日本農會報告』一〇〇号、大日本農會、一八八九年十一月)。友田清彦「明治初期の農業結社と大日本農會の創設(一) 東洋農會と東京談農會」(『農村研究』一〇二、二〇〇六年三月) 参照。小澤善平は種苗業者。
- (44) 前掲、拙稿「内務省勸業寮の成立と勸農政策」。
- (45) 「畢德曼來翰」(『単行書』国立公文書館蔵)。前掲『農務顛末』二、五三頁。ピットマンは台湾出兵後の日中交渉の際に重要な役割を果たし(石井孝「明治初期の日本と東アジア」有隣堂、一九八二年、一四九〜一五一頁)、大久保利通の信頼を得ていたようである。

- (46) 内務省勸農局編『農事月報』五、一八七九年五月、八〇一〇、二五〇二頁。
- (47) 勸農局 勸商局『明治二年綿糖共進會報告』五、一八八〇年一月六五頁(前掲『明治前期産業發達史資料』九、一九六四年)。
- (48) 前掲、『明治前期勸農事蹟輯録』下、一四二〇〇一四二二頁。
- (49) 前掲、『農務顛末』一、五一九〇五二二頁。
- (50) 同右、『農務顛末』一、五三二〇五三七頁。
- (51) 武部善人『近郊農村の分解と産業資本』御茶の水書房、一九六二年、第二章第一節。武部氏は、損失補填が試作希望者の激増を招き、その中には補償金めあての試作者が、収量を過少報告(損失額を過大報告)しなかつたか、と推測しているが、この点は重要である。
- (52) 前掲、『農務顛末』一、五八七、六〇三、六二四、六二九〇六三〇頁。
- (53) 従来、米国綿移植の失敗原因は日本の農業生産の「零細性」または「後進性」や、上からの資本主義政策の半強制的性格に求められたが、辻智佐子氏は、米綿移植は十分可能であったが在来の短絨維綿が盛んに栽培されていた明治初期において、長絨維の米綿は日本の綿花市場に販路を見出すことができず、移植政策は失敗におわつたと論じている(『明治初期における米綿移植の挫折』『社会経済史学』六六(四)二〇〇〇年一月)。
- (54) 前掲、『農務顛末』六、二五七〇二五九頁。福羽逸人は傾斜地や水利に乏しい「穀菽ノ栽培ニ適セサル」土地に適應する有益植物としてブドウを掲げた。そしてその効用として生食に加え、ワイン、干しぶどう、ブドウ酢、シロップを製造できるなど、全一八項目を掲げ、ブドウは「百果ノ長」、「果王」であると述べた。また、繁殖も速く結果も豊かで香りも良く、食用、醸造用ともに適しているヨーロッパ産の導入を提言した(福羽逸人『葡萄園開設論』一八八三年、四〇七、二一〇二四頁(東京大学総合図書館・田中芳男文庫))。『葡萄園開設論』は明治一六年の刊であるが、註(26)の『回顧録』(三五頁)には一二年に松方正義が帰朝した際に提出したと記されている。一二年以前に執筆したものに播州葡萄園の記事等を追記し、一六年に刊行されたようである。
- (55) 同右、『農務顛末』六、三九六〇三九七頁。オリーブは油、ゴムは工場ポンプ・カップパ類、ユーカリは造船用木材、その葉は薬剤(解熱剤)としての使用を想定していた。
- (56) 同右、『農務顛末』三、六〇一〇頁。
- (57) 同右、『農務顛末』三、六七〇六九、九七〇九九頁。
- (58) 同右、『農務顛末』三、四六〇四六一頁。
- (59) 農商務省農務局『農事報告』一四号、一八八二年六月、七九〇八一頁。
- (60) 前掲、『府県勸業着手概況』。以下、本節で特に注記がない史料は本書からの引用である。

- (61) 『京都府史料』六、勸業類（『府県史料』内閣文庫。「第一回年報勸業事務沿革」（明治一五年刊）（『山口県史』史料編、近代4、山口県、二〇〇三年、六七～六八頁）。
- (62) 記念誌編纂委員会編『東京農業と試験研究』東京都、二〇〇〇年、二二〇頁。
- (63) 前掲、『農務顛末』一、四五七頁。
- (64) 前掲、『第一次年報』下、四九四～四九五、五一〇、五二七～五二八頁。
- (65) 「勸業上ニ係ル通報等郵便通送規則伺」（『公文録』明治九年一〇月・内務省伺三）。「法令全書」明治九年十一月太政官布告第一三四号。本項目は同年一二月の太政官布告一五八号「郵便規則及罰則」四条に組み入れられた。
- (66) 西村卓『老農事代』の技術と思想』ミネルヴァ書房、一九九七年、二二六頁。